

時間外選定療養費について

当院は、東京都より二次救急医療機関及び三次救命救急センターとして指定されており、入院治療等を必要とする重症度・緊急度の高い診療を24時間体制で行っています。

厚生労働省が定める診療報酬制度に則り、入院を必要とするような重症の方や緊急の処置等を必要としない方々には、以下の時間帯にて医師の判断により「時間外選定療養費」をご負担いただく場合があります。あらかじめご了承ください。

時間外選定療養費 11,000円（税込）

平日 17:00～翌日8:00

土曜・日曜・祝日、年末年始（12月30日～1月4日）

以下に該当する場合は、ご負担の対象外となります

- ・救急外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・当院で当日受診があり、症状増悪により時間外に受診が必要となった場合
- ・他院から救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- ・当院医師から、緊急の必要性があるため救急外来を受診するよう指示された場合
- ・当院医師から、予め注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された場合
- ・生活保護法による医療扶助対象の方

東京都済生会中央病院
院長